

東京都農業政策に関する建議

東京の農業は、日本経済が厳しさを増す中で、農産物価格の長期低迷という状況に直面しながらも、安全・安心に配慮した新鮮な農産物を提供している。さらに暮らしに安らぎを与える身近な花や緑の供給とともに、防災・教育等の多面的機能も発揮して都民の日常生活を潤している。

こうした中、6月には改正農地法等が成立し、農地の“所有から利用へ”という基本理念の転換のもとで、農業委員会の役割と責務が増大した。また都市計画制度の見直しが検討される中で、都市農地の明確な位置付けと、農業のある街づくりへの期待が大きくなっている。さらに、相続税納税猶予制度の一部改正も見込まれるなど、東京の農業・農地は大きな転機を迎えている。

地域農業の発展と安全・安心で快適な都民生活を維持するためにも、多面的機能と役割を持つ東京農業を次世代に継承することが重要である。そのため貴重な農地を保全し、意欲ある担い手を確保・支援するとともに、都民に対して広く啓発し、理解と支持を得なければならない。その実現には農業者や関係組織等の努力に加え、東京都による独自の支援策が不可欠である。

よって、東京都におかれては安定した魅力ある産業としての東京農業を確立するため、下記の事項を実現されるよう東京都農業会議第105回通常総会の総意をもって建議する。

記

1、東京の都市農地の保全施策の創設

これからの街づくりは、農と共生する安全かつ安心な都市政策の確立が望まれている。その実現のために、農地の持つ多様な機能を評価し、農地保全のための基金創設や直接支払いも視野に入れた東京独自の具体的な支援施策を創設するとともに、関係制度の整備や法律の制定について国に対し積極的に推進を図ること。

(1) 資金的な支援策の創設

① 農地確保のための基金の創設

みどり率の目標達成および農のある景観、快適な住環境の確保を目的として、生産緑地の買取を実現するための基金を創設すること。

② 農地保全直接支払い制度の創設

緑地および防災空間を確保した街づくりを実現するとともに、住環境・教育・文化等の視点から農地の公共性を評価し、農家に対し補償する東京独自の制度を創設すること。

(2) 生産緑地の追加指定の促進

都市農地の減少を最小限に抑えるためには、生産緑地の追加指定が不可欠である。

そのため、より多くの生産緑地の指定が可能となるよう指定基準の見直し等について関係部局との調整をはかること。

(3) 国への積極的な働きかけによる都市農地保全策の確立

継続的に都市農地が保全されるよう次のとおり国に強く働きかけること

ア、「都市農業基本法（仮称）」の制定

イ、生産緑地法および相続税等納税猶予制度の基本堅持

ウ、都市農地等の保全を可能とする新たな制度の構築

エ、山林・平地林の相続税軽減措置の創設

2、農地利用の促進対策の拡充

市街化調整区域および農振地域内農地の利用促進を図るため、農業委員会が実施する農地利用状況調査を農地活用促進事業として位置付け、支援策を創設すること。

また、調査結果をもとに推進する農地の流動化を、遊休農地化の防止対策として位置付け、農地の貸借や農作業受委託に対する支援を拡充すること。

3、防災に協力する農家に対する支援

災害時における防災協定を締結する農家の施設・設備等が常時有効に活用できるよう、その改善や保守・点検等に対する支援を行うこと。

4、担い手の育成・支援

(1) 経営意欲を高めるための施策の構築

東京農業の生産力を高め、技術力の維持を図るため、農業経営者の経営意欲が評価される販路や価格システムを構築すること。

(2) 認定農業者等の経営支援策の拡充

認定農業者の経営改善計画の実現を支援するため、次の施策を早急に講ずること。

①農業振興を目的とする補助事業については、認定農業者や認定を目指す農業者を対象として、単独の経営体も事業の対象とするなど、柔軟な仕組みとすること。

②長期に及ぶ価格低迷に加え、経費の増大などにより農業経営が極めて逼迫している現状を踏まえ、東京都独自の価格補償制度を創設すること。

(3) 「地域農業推進経営者（仮称）」制度の創設

認定農業者の認定基準には達しないものの、地域農業や都民生活に貢献している農業者に対し、その貢献を加味した東京都独自の「地域農業推進経営者（仮称）」制度を創設し、必要な支援を行うこと。

5、都民に対する啓発と消費拡大

(1) 東京農業・農地の多面的な役割についての啓発

東京農業が果たしている役割を啓発するため、多様なメディアやイベント等を活用した支援策を確立すること。

(2) 東京産農産物の消費拡大

認定農業者等の農業所得の増大を図るためには販路拡大も必要である。農地のない地域での販売は、東京農業の情報発信という観点からも大きな効果を期待できるため、都心部における販売施設の確保および輸送手段を含めた出荷者への支援策等を構築すること。

(3) 農・商・工の連携促進

農業経営の新たな展開を図るため、東京産農産物の活用を提案し、商業者および加工業者等、他産業との連携や流通を促進する施策を確立すること。

6、農業委員会系統組織の充実と強化

農業委員会は、農地の保全と利用促進活動、認定農業者制度の推進による担い手支援活動、市民との交流会の開催等による地域農業の確立活動、各種調査活動など、東京農業の維持・発展に向けた重要な取り組みを行っている。

加えて、平成21年6月に公布された改正農地法等の施行にあたっては、今後の東京都における農地行政に対する農業委員会の役割と責務が増大した。

また、蓄えられた多様な情報や専門性をもとにシンクタンクとしての機能も発揮し、東京農業を守り振興するうえで、系統組織である農業委員会・農業会議は極めて重要な機能と役割を有している。

このように、東京農業の根幹を支える農業委員会系統組織として、その機能と役割が発揮できるよう、事務局体制の強化および農業委員会活動に対する財政を含めた必要な支援策を強化すること。

平成21年8月17日

第105回東京都農業会議通常総会